

山口県報

平成23年
8月16日
(火曜日)

目次

○告示
特定建設工事共同企業体の一般競争入札の参加資格の審査(住宅課).....



山口県告示第三百二十六号

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六百六十七条の五第一項の規定により、福岡県営住宅新築工事の契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な経営の規模及び状況を要件とする資格(以下「経営規模等入札参加資格」という。)並びに当該経営規模等入札参加資格の審査の申請の時期、方法等について次のとおり定めた。

平成二十三年八月十六日

山口県知事 二井 関成

一 福岡県営住宅新築工事

- (一) 工事場所 下松市旗岡三丁目五番
- (二) 工事の概要

構造	延べ面積	戸数
鉄筋コンクリート造 地上六階建	二、五〇六平方メートル	三六戸

二 経営規模等入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する共同企業体(二者で構成するものに限る。)とする。

- (一) 共同企業体の構成員のいずれもが次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。

- 1 建設工事等に係る一般競争入札及び指名競争入札の参加資格の審査に関する告示(平成二十二年山口県告示第四百二十六号。以下「告示」という。)(二の(一)の規定により格付された一般競争入札及び指名競争入札参加資格が建築一式工事のA等級であること。
- 2 建設業法(昭和二十四年法律第百号。以下「法」という。)(第三条第六項に規定する特定建設業の許可(建築工事業に係るものに限る。))を受けていること。
- 3 出資比率が三十五パーセント以上であること。

- (二) 共同企業体の代表者の平成二十三年八月十五日までに国土交通大臣又は都道府県知事が通知した法第二十七条の二十九第一項に規定する総合評定値のうち直近のもの(以下「総合評定値」という。)(の建築一式工事の数値が八百以上であること。
- (三) 共同企業体の代表者以外の者の総合評定値の建築一式工事の数値が七百以上であること。

三 経営規模等入札参加資格の審査

- (一) 共同企業体競争入札参加資格審査申請書等

経営規模等入札参加資格の審査を受けようとする者は、告示四の(一)に規定する共同企業体競争入札参加資格審査申請書及び次に掲げる書類(以下「申請書等」という。)(を提出しなければならない。

- 1 共同企業体協定書の写し
- 2 総合評定値通知書の写し
- 3 特定建設業の許可通知書の写し
- 4 委任状

- (二) 申請書等の提出方法

申請書等は、共同企業体の代表者が持参して提出するものとし、郵便又は電信によるものは、受け付けない。

- (三) 申請書等の提出場所

山口県土木建築部住宅課 山口市滝町一番一号

- (四) 申請書等の提出期間及び時間

平成二十三年八月二十六日から同月三十日までの午前九時から午後四時三十分まで

- (五) 経営規模等入札参加資格の審査結果の通知方法

経営規模等入札参加資格適合通知書又は経営規模等入札参加資格非適合通知書を
平成二十三年九月六日までに発送する。
四 その他

この審査についての問合せは、山口県土木建築部住宅課（電話〇八三―九三三―三
八七〇）にすること。

平成二十三年八月十六日印刷
平成二十三年八月十六日発行

発行人所

山口県知事庁